

新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

一般社団法人 日本損害保険協会

1. はじめに

一般社団法人日本損害保険協会（以下、当協会という）では、「災害等発生時対策基本方針」に基づき「災害等発生時行動基本計画」を定めており、同計画において、感染症発生時における従業員に対する安全配慮義務等の観点から、必要に応じて感染防止策を実施することとしている。

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言発出（2020年4月7日）を受けて、当協会では、2020年5月15日に、新型コロナウイルス感染症対策に係る基本的な考え方や具体的事例等を示した「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」（以下、本ガイドラインという）を制定した。

会員会社および当協会事務局は、法令等および政府や都道府県の要請等に従いつつ、本ガイドラインを踏まえた感染防止策を実施し、業務運営の維持・継続に努めることとする。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の動向や専門家の知見および政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、政府対処方針という）の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症対策における基本的な考え方

会員会社および当協会事務局は、各ステークホルダー（例：お客さま、代理店、従業員等）の健康・人命保護を最優先とし、そのうえで、損害保険業が社会機能の維持に不可欠な金融インフラであることを自覚し、必要なサービスを可能な限り継続して提供していくことが求められている。

なお、オフィスの所在地はそれぞれ異なるため、地域ごとの感染状況等の違いにより、感染防止策についても適時適切かつ柔軟に対応することが必要である。

したがって、会員会社および当協会事務局が感染防止策を講じる際には、政府対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」の実践例や新型コロナウイルス感染症に関する産業医等の意見・助言等を考慮しつつ、次に例示する具体的な対策事例も参考にしながら、例えばチェックリストとして活用するなど、個別の事情や必要性等に応じた感染防止策を検討するものとし、最終的な感染防止策およびその実施については、それぞれの判断に委ねられるものとする。

また、政府対処方針等に変更等があった場合には、感染防止策についてもそれぞれの判断に基づき、適時適切に見直すものとする。

3. 具体的な対策事例

（1）感染症対策の体制構築

- ・感染拡大時の業務継続方法や感染防止策の実行に係る方針や意思決定方法等について検討する体制を整える。
- ・感染拡大の状況や政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集ならびに従業員等および家族等の罹患状況の把握に関する体制を整える。

（2）職場・オフィスにおける従業員等の感染防止策

ア. 出勤・通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）や時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）により、混雑する公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
- ・自家用車や自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

イ. 対人距離の保持

- ・人と人が触れ合わない距離での間隔を保つ。
- ・飛沫感染防止のため、仕切りのない対面の座席配置は避ける、あるいは横並びにするなど、座席配置を工夫する。

ウ. マスクの着用

- ・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえた対応を行う（マスク着用の考え方の見直し等については、下記 URL 参照）。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf

- ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、会員会社および当協会事務局が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

エ. 手洗い・咳エチケット等の励行

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。また、水道が使用できない環境下では手指消毒液を配置する。
- ・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖等を使って口や鼻をおさえる咳エチケットを奨励する。

オ. 清掃・消毒

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、共有のテーブルや椅子などの共有設備については、適度に洗浄・消毒を行う。
- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋等に密閉するよう努める。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、ゴミに直接触れることがないように留意し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。

カ. オフィス内の換気・室温の維持・適度な保湿

- ・機械換気によるオフィス内の常時換気を行う。なお、機械換気が設置されていない場合は、常時窓を開ける、または、こまめな換気（例えば、厚生労働省は、30分に1回以上、数分間程度を推奨）を行う。また、2方向の窓を開放することや、HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用、あるいは CO2 モニター設置（1000ppm 以下）やフィルター式空気清浄機やサーキュレーターの併用なども考えられる。
- ・特に寒冷な時期や乾燥する場面においては、換気を行いつつも、なるべく室温 18℃以上・湿度 40%以上に保つことが望ましい（効果的な換気のポイント等については、下記 URL 参照）。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf

キ. オフィスへの立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止策を求める。

ク. 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や、同居家族が感染した場合は、在宅勤務や各種休暇制度の利用を奨励する。
- ・勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・65歳未満の重症化リスクの低い者であって、症状が軽いまたは無症状の者は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることも可能である。
- ・重症化リスクの高い者は、検査結果が陰性の場合であっても、他の疾病の可能性も考えられることから、すみやかに医療機関を受診するよう指示する。
- ・発熱などの症状により自宅療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、発症後の経過日数や症状消失後の経過日数等を参考にする。なお、症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。
- ・海外渡航歴を有する従業員の対応については、日本入国時の検疫措置に沿って判断する（下記 URL 参照）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・上記については、職場内の請負労働者や派遣労働者についても、請負事業者・派遣事業者を通じて同様の扱いとする。

ケ. その他

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が職場に復帰する際に、検査陰性の証明書等の提出を求めない。また、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

<参考：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項>

- ・飛沫感染防止のためのシートについては、材質によって着火・燃焼しやすいものがあることから、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすることが望ましい。これらの近くに設置することが感染対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
- ・防火上の不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

(3) 職場・オフィスにおける検査等

- ・健康観察アプリ等を活用し、従業員の毎日の健康状態に配慮する。
- ・出勤後の従業員に発熱等の体調不良が見られた場合は、当該従業員の健康状態を確認する。確認にあたっては、抗原定性検査キットを活用した検査を推奨する。
- ・抗原定性検査キットの使用にあたっては、次の要件を満たすことを推奨する。
 - ①検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ②国が承認した抗原定性検査キットを用いること
- ・抗原定性検査キットの使用手順や承認情報については、厚生労働省等の政府の情報を確認する（下記 URL 参照）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

（令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

（新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報）

(4) イベントやセミナー等における従業員等の感染防止策

- ・イベントやセミナー等はオンラインで行うことも検討し、対面で開催する場合においては、特に次の点に留意する。

ア. ウイルスを持ち込まない

- ・イベント等に参加するスタッフの体調管理・スタッフの定期的な検温を行う。
- ・発熱など、体調が悪いスタッフはイベント等への参加を控えるようにする。
- ・参加者の体調管理・参加者の入場時の検温を行うとともに、発熱など、体調が悪い参加者にはイベント等への参加を断る。

イ. ウイルスを持ち込んでも感染させない

- ・こまめな手洗いを奨励する。
- ・消毒液を設置し、手指消毒を奨励する。
- ・密閉の回避（換気）・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気、入退場時や休憩時・待合場所等における密集・密接の回避（時間差入退場の工夫等）を行う。

(5) 会食等における従業員等の感染防止策

- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意する。
- ・社員食堂等において感染防止策を講じる際は、飲食時における座席配置の工夫やアクリル板等パーティション設置や人数制限や利用時間をずらす等の工夫を行う。

4. 感染者が確認された場合の対応

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

5. 会員会社における公表

上記の内容を踏まえ、会員会社において自主的に決定した運営方針等については、必要に応じ、各会員会社のウェブサイト等により公表し、お客さまへのご協力をお願いする。

6. 本ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、「災害等発生時行動基本計画」を所管する一般委員会の決議によるものとする。ただし、軽微な改定については企画部会の決議によるものとする。

以 上

2020年 5月15日制定

2020年 5月25日改定

2020年12月15日改定

2021年 9月14日改定

2021年12月14日改定

2022年11月30日改定

2023年 3月13日改定